

連載誌上講座

新人企業福祉担当者のための企業福祉基礎講座

わが国の労働者共済の起源(1)

## 『鉄工組合の救済制度』

中央学院大学講師（企業福祉論）・（社）企業福祉・共済総合研究所専任講師 永野俊雄

前号までは明治～大正時代における企業内共済制度を取り上げてきたが、今回はわが国における初期の労働者共済（労働組合の相互扶助制度）を取り上げる。

### 労働組合期成会

1897（明治 30）年 12 月 1 日、日本最初の近代的労働組合が結成された。東京砲兵工廠、石川島造船所などの労働者らによって作られた労働組合期成会鉄工組合がそれである。この鉄工組合を組織したのは同年 7 月 5 日に創立された労働組合期成会であり、さらにその母体となったのは 1891（明治 24）年夏にサンフランシスコで少數の在米日本人によって結成され、97 年春に東京で再建された職工義勇会である。この一連の運動において中心的な役割を果たしたのが高野房太郎である。高野房太郎はまた、労働運動の一環として生活協同組合の重要性を強調し、自ら横浜や東京で「共働く店」を経営するなど、日本の労働者生活協同組合の先駆者でもあった。

高野はアメリカに出稼ぎ中、労働運動に使命感を感じ、労働総同盟（A・F・L）の会長ゴンパーズに指導を受け、A・F・L の日本オルグとなって 1896（明治 29）年に帰国した。1897（明治 30）年 4 月、最初の労働演説会を神田錦輝館で開くとともに、「職工諸君に寄す」というパンフレットを労働者に配布した。同パンフレットの内容を抜粋してご紹介したい。

「来る明治 32 年は実に日本内地解放の時期なり。外国の資本家が、低廉なるわが賃銀と怜憐なるわが労働者とを利用して巨万の利を博せんとて、わが内地に入り来るの時なり。」から始まり、日本においても職工労働者と雇主との関係の変化による労働者の弱い立場を強調している。次に

「それ労働者なるものは、元来他の人々の如く、その身体には生活を立て行くべき資本なき者にて、所謂腕一本脛一本にて世を暮らして行くことなれば、何か災難に出遇て身体自由ならざることとなり、または老衰して再び働くこと能わざるに至る時は、

忽ち生活の道を失うて路頭に迷い、または一旦死亡するときは跡に残れる妻子はその日の暮しに苦しまん。その有様はあたかも風前の灯火の如くにして誠に心細き次第なりと謂うべし。されば労働者たる人は、古人の所謂易きにありて難きに備えよとの教を守り、その身体の強健なる内に他日の不幸に備ゆるの道を設けでは、人たるの道、夫たり親たるの道に背くも計り難し。実に諸君の熟考を要する所なり。」と、労働者の扶助救済制度の必要性を説いている。続いて、「而してわが輩の諸君に勧告する所は、同業相集まり同氣相求むてふ人類至情の上に基礎を置ける同業組合を起こして全国連合共同一致以て事を為すことにあり。熟ら己往において諸君の為す所を見るに、個々相乖離し同業相闘ぎその間更に一致の行なし。」と、同業組合による全国的大同団結の必要性を説いている。「さらに同業組合の積立金を以てその組合員の災厄を救いまたはその死せるとき、その妻子をして安んじて生活をなさしむる等のことは、職工の独立独行の意気を養い、その天与の責任を全からしむる者なり。…その方法は、

- 一. 各地方組合または全国同業連合団はその組合員の毎月の醸金より組合費その他を引去り残額を積立つること。
- 一. 各組合においては規則を設け救助法施行の時日を定め置き（例えば何ヶ月醸金後）またはその積立金の何円に減ぜざるまでを限りとし組合員の災厄を救助すること。
- 一. 各組合は最初は救助事項拡め遂には組合員の無職業者旅行者または老衰者等を救助するに至るべきこと。」

と、全国的同業組合による労働者の相互扶助の制度化を、職工諸君に訴えている。

期成会はその後、順調に発展し、8月には会員が300名を、11月には1,000名を超えて、労働組合の結成および機関紙発行の計画も具体化していった。

### 鉄工組合の設立と救済制度

鉄工組合は期成会員の大多数を占めていた鉄工（機械、鍛冶、製罐、鋳造、模型、銅工、鉄船工、電気工事等）たちによって、日本で最初の近代的労働組合として1897（明治30）年12月1日に結成された。鉄工組合は高野房太郎の指導により準備され、AFL組合を模範とし、組織においては職業別組合の方針を探り、機能としては共済活動を重視した。

組合は発足時に1,000名を超える組合員を持っていたが、その後急速に発展し、1898（明治31）年2月には2,000名、6月には2,500名、同年末には3,000名に達した。鉄工組合が結成された日に、労働運動の機関紙『労働世界』もその第1号を発行した。

鉄工組合は共済活動を中心とした穏和な組合として誕生したが、その規約は何分前例がないので高野が中心となって心血を注いで作り上げられた。

労働組合期成会鉄工組合規約は本則が67条、附則が3条で構成されている。さら

に、労働組合期成会鉄工組合細則は以下のような7章、57条で構成されている。

- 第1章 救済方法
- 第2章 紛議仲裁
- 第3章 離業会員
- 第4章 会計
- 第5章 違反者の処分
- 第6章 日当及旅費
- 雑則

この組合細則の中で、第1章「救済方法」の1~18条のみ原文を記載する。

#### ■第一章 救済方法

- 第一条 六ヶ月以上組合員となりて組合費を全納せる者類焼の火災に罹りたるときは救済金五円を贈与すべし但本条の救済金は同一人に対し一年一回を越ゆるを得ず
- 第二条 三ヶ月以上組合員となりて組合費を全納せる者業務の為めに負傷し又は自己の不行跡にあらずして病気に罹りたるときは一日に付金二十銭の割合を以て十日毎に救済金を送与するものとす但救済金贈与の期間は罹災の日より三週間を除きて起算す
- 第三条 前条の適用に関する疑義は本部参事会之れを定む
- 第四条 第二条に規定したる救済金の贈与は一ヶ年間に九十日を超ゆるを得ず
- 第五条 組合員は負傷し又は病気に罹りたる日より三日以内に其の旨を所属支部幹事に届出つべし、若し其負傷及疾病にして十五日以上に涉るときは第一回届け出でより十五日以内に医師の診断書を添へ其所属支部幹事へ第二回の届出をなすべし
- 第六条 罹災者第一回の届出をなしたるときは其の支部の幹事は三日以内に救済委員三名をして罹災者を訪問せしめ爾後十日毎に二回以上の訪問をなさしむべし  
罹災者は伝染病に罹りたる場合の外委員の訪問を謝絶するを得ず若し之れを謝絶するときは救済金を受くるを得ず
- 第七条 第八十一条の救済金を受けたる組合員にして其負傷又は病気療養の為め他の地方へ旅行せるときは救済金を受くる期間内は十日毎に其期間以後は毎月一回医師の診断書を其所属支部幹事に送付すべし
- 第八条 前条の手続きを為さざる組合員には救済金を贈与し又は組合費を免除せず
- 第九条 六ヶ月以上組合員たりし者自己の不行跡又は故意に依らずして死亡せる時は二十円の葬式費を其の遺族に贈与すべし若し葬式を執行すべき遺族なるときは組合は右の葬式費を以て之を執行す

第十条 前条の葬式費を受くべき組合員にして支部の設立なき地方に於て死亡したときは其組合員所属支部幹事は其死亡地の役所に照会し其の死亡証書を以て第十六条の手続をなすべし

第十一条 組合員死亡せる時は其組合員たりし年限に応じて左の金額を其の遺族に贈与す

一年以上五年未満引続き組合員たりし者	金十円
五年以上十年未満引続き組合員たりし者	金二十円
十年以上引続き組合員たりし者	金三十円

但し其組合員にして資格停止の処分を受けたることあるときは其停止日は継続年限より控除するものとす

第十二条 前条の金額を領収すべき遺族なきときは本組合に於て適當の使途求むるものとす

第十三条 組合員にして業務の為めに負傷し又は自己の不行跡に依らずして疾病に罹りたる為め二週間以上休業するときは一ヶ月の組合費を免除す

第十四条 政府が伝染病流行地と認めたる地方に於て其の流行時期間内に其の伝染病に罹り又は其伝染病の為め死亡せる組合員は第二条及第九条救済金を受くるを得ず

第十五条 救済金を受くる組合員にして組合費の滞納あるときは救済金より之を差引くものとす

第十六条 第一条第二条第九条第十一条の救済金を受くるべき組合員の所属支部幹事は其支部救済委員三名以上連署を以て救済金請求書に必規なる書類を添へて本部救済委員長に差出すべし救済委員長は其書類を検し其の請求を正常なりと認むるときは請求書に捺印し之を本部会計委員長に引渡すべし

第十七条 会計委員長は救済金請求書の引渡を受けたるときは三四以内に其請求書金額を支部幹事に発送すべし

第十八条 第二条の救済金を受けたる組合員にして全癒するときは其所属支部幹事は直に本部救済委員長に其旨を届出つべし

ちなみに、1898（明治31）年から1899（明治32）年にかけての、3ヶ月毎の決算報告の中の救済金支出項目によると、救済支出の最も多い病名は脚氣であり、次いで肺疾患（肺結核、肺炎、肋膜炎など）、脳疾患（脳充血）の順になっている。

### 組織の拡大から衰退へ

鉄工組合は期成会の組織方針にしたがって、同一職業の横断組織として結成されたが、支部は大部分工場ごと、ないし大工場にあっては職場ごとに作られた。組合結成

時、支部は 13 であったが、そのうち 8 支部は東京砲兵工廠の各職場に組織され、新橋や大宮の鉄道工場は 1 支部であった。第 6 支部は中小工場を基盤とする地域組織であった。支部は 1898 (明治 31) 年末に 32、1899 (明治 32) 年末に 40 となり、地域的にも東京および周辺のみならず、福島、盛岡、青森などの日本鉄道の諸工場から、北海道にまで及んだ。

労働運動の形成・発展をもたらした要因の中に、実は衰退の萌芽が存在していた。日清戦争後の組合は、鉄工組合に典型的に見られたように、共済活動に重点を置いたが、それは労働者の日常的 requirement に応えるところが少なくなかったから、この共済活動のゆえに入会するものが少なくなかった。鉄工組合員增加の原因はここにあったのである。

鉄工組合は経営者の無理解と警察の抑圧があったにもかかわらず、ともかくも 1899 (明治 32) 年秋までは順調に発展した。しかし、その頃から会費不納者や退会者が現れ、組合財政に赤字が生じ、共済活動に支障をきたすに至った。

このような鉄工組合の危機は、これを共済活動の制限によって切り抜けようとした努力にもかかわらず、その後改善どころか悪化の一途をたどり、1899 (明治 32) 年末には会費納入者が 1,000 名となり、財政建直しが緊急の問題となつた。

あたかもその時、政府は治安警察法を議会に提出し、1900 (明治 33) 年 2 月議会を通過した。それは政府の労働運動に対する見解と態度を示したものであると同時に、経営者の組合圧迫を強力に支援する効果を持ち、組合運動に大きな打撃を与えた。

鉄工組合はこのような内外の事情から生じた苦境から立ち直るべく、まず内部の刷新に努力したが、1900 (明治 33) 年 6 月の本部委員会総会ではついに共済手当支給を大幅に圧縮することに決定した。共済活動を組合の生命と考えてきた高野は、その後組合運動から離れて日本を去り、中国へ渡ってしまった。鉄工組合の指導権は完全に片山潜の手に移ったが、組合はついに立ち直ることができず、次第に衰退過程を 1901 (明治 34) 年末までたどつた。

1901 (明治 34) 年後半以降、鉄工組合はほとんど有名無実の存在と化してしまつたが、その後 1906 (明治 39) 年までは時折その名を見ることができた。

このような事態に立ち至った最大の原因是、共済規定制定に当たって高野らが A · F · L 組合の数字などを参考に予測したよりも、日本の労働者の疾病・死亡率が高かったことによる。低賃金に原因する労働力再生産上の矛盾が、このような結果を招いたわけである。なお、救済金の魅力にひかれて比較的病弱な人々が多く入会したため、収支のバランスを一層悪化させたことも無視できない。

この当時の様子を、片山潜・西川光次郎は『日本の労働運動』(明治 34 年) に次のように述べている。

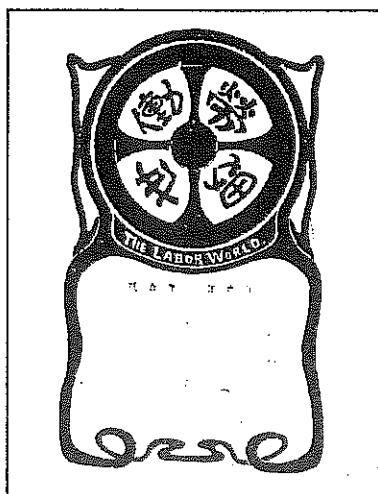
「以上の如くに発達し以上の如くに活動せる鉄工組合は、早くも 32 年 2 月頃より

徐々衰退を始めたり。則ち組合の尚ドシドシ外部に発達しつつありし 32 年 2 月に、第 28 支部の解散するあり。然れど此の年中は尚衰へるより発達する方勝ち居りしが、33 年に入りてよりは、退会する者、会費を怠る者等続々出で来りて、此の年の 4 月頃には、入会者の総数 5,400 余名あるにも係はらず、経費を納付するもの 1,000 名となり、又其の頃までに組合より救済金を受領したる者は 251 人にして内、26 人は死亡、65 人は退会、57 人は除名、82 人は数ヶ月経費を滞り居り、僅かに 21 名のみ現に経費を納入する有様となりしかば、6 月 9 日の本部委員総会に於て『死亡に対する救済金の 15 円を 10 円と改正する事、疾病火災及負傷等に対する救済金当分の内停止する事』等を決議し、又組合振興策に就き講究する所ありしも、衰退の勢止まずして、9 月には「労働世界」の維持も困難となるまでに衰退したり。」(81 ページ)

高野房太郎による労働組合期成会の中心的な労働組合である鉄工組合は、わが国における最初の近代的労働組合として誕生した。これ自体が画期的な出来事であったが、労働者の相互扶助制度としての救済制度が、この労働組合の機能の主軸を成していた点はさらに画期的なことである。この試みは短期間で失敗に終わったが、その後の日本における労働組合運動、労働者共済の大きな礎になったことは確かである。

#### <引用・参考文献>

- 高野房太郎著『明治日本労働通信』(岩波文庫・1997)  
隅谷三喜男著『日本労働運動史』(有信堂・1966)  
労働運動史料委員会編『日本労働運動史料』第 1 卷(労働運動史料刊行委員会・1962)  
片山潜編『労働世界』第 47 号(労働組合期成会機関紙・1899.11.1)



『労働世界』第 47 号、1899 (明治 32) 年 11 月 1 日付



『労働世界』第 10 号、1898 (明治 31) 年 4 月 15 日付